

<高額医療・高額介護合算療養費制度>のお知らせ

○高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

- 医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担（高額療養費等を除く）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

○平成27年度分の支給要件・支給基準額

支給要件

- 世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、平成27年8月から平成28年7月末までに支払った医療保険及び介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）が次の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。

支給基準額

- ① 被保険者証の負担割合が「3割」となっている方 ……67万円
- ② ①・③・④以外の方 ……56万円
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の方 ……31万円
- ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下[※]の方 ……19万円
※年金収入80万円以下等

(注) 「上記の金額+500円」が基準額となり、自己負担がその額を超える場合に、【自己負担-上記の額】を支給することとなります。

○支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

支給の対象となる被保険者の方には、12月中旬にお知らせをする予定です。お知らせが届いた場合、お住まいの市役所（町役場）の後期高齢者医療担当課の窓口申請してください。

- 次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。上記の支給要件を参考にされ支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、お住まいの市役所（町役場）又は佐賀県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。
- ◆ 平成27年8月から平成28年7月末までの間に、
 - ・市町を越える転居をされた方（県外から転入された方など）
 - ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方（75歳の年齢到達者など）
 - ・後期高齢者医療の資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）

○時効についての留意点

- 高額介護合算療養費の支給には2年間の時効があります。基準日（※）の翌日から時効のカウントが始まりますので、基準日の翌日から2年の間に申請をしてください。2年を過ぎた場合は、支給できませんのでご注意ください。
※ 基準日・・・毎年7月31日
注) 計算期間（8月～翌年7月）の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は、亡くなられた日）となります。